

新発田市は、平成9年6月19日に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。

「四季折々、美しい自然に恵まれ、豊かな歴史と文化が息づいているまち新発田に住むわたしたちは、受け継がれた文化と人情あふれる郷土を愛し、「活力にあふれ うるおいのある田園文化都市」の実現をめざし、平和で豊かな住みよいまちをつくっていききたいと念願しています。わたしたちは、被爆者の長年の苦しみを思い、平和を愛する世界の人々と手を携え、核兵器のない平和な社会を次の世代に継承していかなければなりません。しかし、地球上には、今もなお武力紛争が続き、多量の核兵器が保有され、人類の生存と世界の平和が脅かされています。わたしたち新発田市民は、日本国憲法の平和を希求する崇高な理念を堅持し、世界のすべての国が核兵器を速やかに廃絶し、平和な国際社会を築くことを強く求めます。ここに新発田市は「核兵器廃絶平和都市」であることを宣言します。」と世界に向けて非核平和の決意を明らかにしました。

このような認識の下に、市民と市が非核平和の基本原則を共有し、世界の恒久平和を願う市民の参画と協働の下、平和都市の実現に向け、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市の核兵器廃絶平和都市宣言(平成9年6月19日宣言)の趣旨を踏まえ、世界の恒久平和を願う市民の参画と協働の下に平和都市の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「核兵器」とは、核分裂、核融合又はそれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人間を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。

(基本原則)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、不断の努力をするとともに、市民の参画と協働の下、平和行政を推進する。

2 市は、核兵器廃絶の実現に向けて国内及び国外の都市等との連携を深める。

3 市民は、第1条の目的を達成するため、自主的に平和に関する活動を行うとともに、前2項に定める事項に関して積極的に参画し協働するものとする。

(平和事業)

第4条 市は、前条の基本原則に基づき、市民とともに次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 核兵器廃絶及び平和の意義の啓発
- (2) 講演会、展示会等による市民平和意識の高揚に資する事業
- (3) 核兵器廃絶及び平和に関する教育の推進
- (4) 国内及び国外の都市等との平和に関する交流
- (5) 核兵器廃絶及び平和に関する情報の収集及び提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。